



消費者トラブル注意情報～令和6年5月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近相談が増加している商品・サービス*をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！

(令和6年5月15日調査分)

商品・サービス	相談内容の例	助言
健康食品 (定期購入のトラブルなど)	ネット通販で滋養強壮のサプリメントを注文した。 1回だけのつもりだったが、数日前に同じ商品がまた届いた。2回目は高額なので困っている。	1回だけのつもりで商品を注文していても、定期購入が条件となっているケースがあります。 必ず最終確認画面で、定期購入が条件となっていないかなどの販売条件を確認しましょう。 トラブルが生じた場合には、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。 (参考)国民生活センター
基礎化粧品 (定期購入のトラブルなど)	スマホでSNSの広告を見て、お試し価格のシワ解消クリームを購入した。 初回で解約しようとしたら違約金がかかると言われた。	低価格を強調したり、注文を急がせたりする販売サイトでは、定期購入契約になっていないか、契約条件の細部までしっかり確認しましょう。 なお、最近では、画面に表示された「特別割引クーポン」を使うと購入途中で定期購入に変更されてしまうサイトもありますので、特に注意してください。トラブルが生じた場合には、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。 (参考)広島県消費者啓発情報サイト
商品一般 (クレジットカード会社からのメールのトラブルなど)	クレジットカード会社からの重要なお知らせがメールで届き、記載のあったURLをタップした。 個人情報やクレジットカード番号の入力画面が表示され、不審だ。	フィッシング(詐欺)メールと思われます。通常、カード会社がメールや電話で個人情報を聞き出すことはありませんので、日頃利用している事業者を名乗ったメールやSMSであっても、記載されているURLはクリックせず、公式サイトや公式アプリからアクセスしましょう。 もしタップしたり、個人情報を入力してしまった場合は、まずは最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。 (参考)国民生活センター

※「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・役務ごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較(引き算)して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト「よくある相談事例」⇒



○電話相談：(消費者ホットライン(局番なしの電話番号 188(イヤヤ))最寄りの相談窓口につながります。

広島県生活センター(消費生活相談)は、082-223-6111

(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

○電子メール相談：県サイト

[電子メール受付](#) ⇒



○お役立ち情報：X(旧 Twitter)



・「見守りねっと」メルマガ



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー＆ネイリー
～Stop the 泣き寝入り～

■消費者啓発講座に講師を派遣します！

○県では、消費者被害防止に向けた消費者教育を推進しており、県内で実施される消費者啓発講座等に広島県消費者啓発講座講師を派遣しています。ぜひご利用ください！

〔対象〕県内の行政、学校、各種団体等が実施する消費者啓発講座等(原則10名以上)

〔受講料〕**無料**(講師派遣に係る謝金・旅費は、県が負担します)

詳しくは、こちらから ⇒ [広島県消費生活課ホームページ](#)

【発行】広島県環境県民局消費生活課